

議 第 四 号

仙台市新規就農者支援事業助成金交付条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十一年六月二十二日

提 出 者

議 員

福 島

か ず え

”

花 木

則 彰

”

嗟 峨

サ ダ 子

”

ふ な や ま

由 美

”

す げ の

直 子

賛 成 者

議 員

高 見

の り 子

仙 台 市 議 会 議 長  
野 田 讓 様

## 仙台市新規就農者支援事業助成金交付条例

### (目的)

第一条 この条例は、本市の次代の農業の担い手の就農を促進し、育成確保を図るため、先進的な農家等において必要な研修を終え就農した人に対して助成金を交付し、もって本市の農業の振興、発展を図ることを目的とする。

### (助成金の交付対象者)

第二条 この条例による助成金の交付を受けることができる人（次条において「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人とする。

- 一 本市の市税を滞納していない人
- 二 交付申請の日の属する年の一月一日現在において本市に住所を有し、かつ、本市内に農地を所有し、若しくは農地の貸付け等を受けて営農している人又は農業事業専従者として営農している人
- 三 本市及び宮城県から就農計画（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第一項に規定する就農計画をいう。）の認定を受けた人
- 四 財団法人みやぎ農業担い手基金（次条において「担い手基金」という。）から就農研修資金の貸付けを受け、かつ、当該資金の償還を免除された人

### (助成の内容及び方法)

第三条 市長は、交付対象者が担い手基金から借り受けた就農研修資金に係る償還金のうち自己償還分に相当する額を、規則で定める方法により助成することができる。

### (交付決定の取消し)

第四条 市長は、この助成金の交付の決定を受けた人が就農研修資金の償還期間内に離農したときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

### (委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 理 由

本市の次代の農業の担い手の就農を促進し、育成確保を図るため、先進的な農家等において必要な研修を終え就農した人に対して助成金を交付し、もって本市の農業の振興、発展を図るため新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。